

富山県告示第183号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市堤町通り 1 丁目 2 番 26 号
株式会社北陸銀行
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 8 年 4 月 1 日

富山県告示第184号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都中央区日本橋本石町 4 - 6 - 7 日本橋日銀通りビル 5 階
地銀ネットワークサービス株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第185号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都港区港南一丁目 8 番27号

株式会社しんきん情報サービス

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第186号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17

号) 第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セイコーマート
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第187号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第188号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都港区芝浦三丁目 1 番21号
株式会社ファミリーマート
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第189号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番の1

株式会社ポプラ

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第190号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務
取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17
号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
ミニストップ株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第191号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第192号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都品川区大崎1-11-2
株式会社ローソン
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第193号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県富山市新庄町字馬場24番2号

一般社団法人富山県自動車会議所

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県公安委員会告示第22号

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第44条第 2 項第 2 号の規定により、次のと

おり富山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 合意した者

- (1) 北陸信越運輸局
- (2) 富山地方鉄道株式会社
- (3) 水橋コミュニティバス運行協議会
- (4) 婦中コミュニティバス運営委員会
- (5) 富山市
- (6) 富山県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

別紙のとおり

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

- (1) 富山市が実施する自家用自動車によるスクールバス運行の用に供する自動車
- (2) 富山市が委託するスクールバス運行事業委託業者が実施する一般貸切旅客自動車運送事業（スクールバス）の用に供する自動車

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

別紙

富山市内における道路交通法（昭和35年法律 105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車を停留所の名称等については下表のとおりである。

	停留所の名称	所在地	関係事業者
1	水橋東部団地	富山市水橋狐塚30番地25先	富山地方鉄道株
2	堅田公民館前	富山市水橋堅田 176番地1先	水橋コミュニティバス運行協議会

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月31日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

富山県農協会館（富山市新総曲輪2-21）

(3) その他

試験が台風等によって実施できなくなった場合に再試験を実施する。

（再試験 令和8年12月12日（土） 富山県農協会館）

2 受験手続

○郵送受付

令和8年5月7日（木）から6月3日（水）まで（当日消印有効）

〒103-0013東京都中央区日本橋人形町1丁目4番1号 内山ビル2階
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛て送付すること。

3 受験申請書の配布

令和8年5月7日（木）から6月3日（水）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所及び富山県厚生部生活衛生課において配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

土地改良区の役員の退任

南砺市土地改良区の役員であった次の者が令和8年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

理 事	定 司 俊 憲	南砺市上野	265番地
同	渡 辺 樹	南砺市祖谷	340番地
同	高 田 良太郎	南砺市林道	196番地
同	齋 藤 幸 範	南砺市山斐	105番地
同	大 寺 和 男	南砺市本江	33番地
同	武 藏 正 徳	南砺市安居	150番地
同	佐々木 外茂美	南砺市野原	5番地
同	小 森 慎 一	南砺市院林	370番地
同	佐々木 吉 嗣	南砺市下吉江	192番地
同	山 瀬 悦 朗	南砺市野口	24番地
同	山 田 清 志	南砺市蓑谷	835番地
同	中 西 伸 一	南砺市北野	2171番地
同	林 則 雄	南砺市蛇喰	1105番地
同	菊 地 博 明	南砺市山見	1660番地
同	山 本 保 彦	南砺市院瀬見	133番地
同	竹 田 繁	南砺市三清東	345番地
同	山 田 良 誠	南砺市徳成	573番地
同	砂 田 登代嗣	南砺市遊部	429番地1
同	細 木 和 隆	南砺市大塚	800番地
同	奥 野 忠 志	南砺市土生新	1168番地
同	影 近 博 志	南砺市嫁兼	177番地
同	村 田 浩	南砺市才川七	818番地
同	且 見 博 志	南砺市山本	75番地
同	谷 川 幸志宗	南砺市福光	7203番地
同	原 井 利 雄	南砺市和泉	421番地1
同	中 島 太 市	南砺市小又	2835番地
同	杉 森 桂 子	南砺市飛驒屋	92番地
監 事	北 村 範 雄	南砺市池田	8番地
同	芝 井 広	南砺市柴田屋	685番地

同	水口新一	南砺市在房	675番地
同	水落敏	南砺市荒木	1088番地12

土地改良区の役員の就任

南砺市土地改良区の役員に次の者が令和8年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月1日

職名	氏名	富山県知事	新田八朗
		住所	
理事	西村孝明	南砺市柴田屋	650番地
同	武藏正徳	南砺市安居	150番地
同	大窪康則	南砺市苗島	162番地
同	寺井克明	南砺市森清	3042番地
同	窪田仁	南砺市石田	60番地
同	佐々木吉嗣	南砺市下吉江	192番地
同	山瀬悦朗	南砺市野口	24番地
同	原田一良	南砺市大鋸屋	4914番地2
同	山田清志	南砺市蓑谷	835番地
同	中西伸一	南砺市北野	2171番地
同	三田利市	南砺市池尻	370番地
同	蓮川雅章	南砺市山見	846番地
同	山本保彦	南砺市院瀬見	133番地
同	岩崎修	南砺市岩屋	90番地
同	石岡威	南砺市高瀬	758番地
同	溝口一彦	南砺市梅原	8630番地
同	砂田登代嗣	南砺市遊部	429番地1
同	北島茂	南砺市吉江野	143番地4
同	奥野忠志	南砺市土生新	1168番地

同	影 近 博 志	南砺市嫁兼	177番地
同	吉 田 剛	南砺市才川七	662番地3
同	渡 辺 樹	南砺市祖谷	340番地
同	山 本 仁 志	南砺市竹内	388番地
同	谷 川 幸志宗	南砺市福光	7203番地
同	原 井 利 雄	南砺市和泉	421番地1
同	山 本 昭 夫	南砺市蔵原	306番地
同	杉 森 桂 子	南砺市飛驒屋	92番地
監 事	堀 池 宏 明	南砺市桐木	43番地
同	石 村 英 明	南砺市信末	430番地
同	中 川 賢 一	南砺市田中	648番地
同	水 落 敏	南砺市荒木	1088番地12

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の公表

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定したので、同法第4条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

（「次のとおり」は、省略し、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を富山県農林水産部森林政策課、新川農林振興センター、富山農林振興センター、高岡農林振興センター及び砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則

(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により公示する。

令和8年4月1日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和8年6月11日（木）から6月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	令和8年6月16日（火）から6月19日（金）までの4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和8年6月22日（月）から6月26日（金）までの5日間
追加取得講習	令和8年6月25日（木）、6月26日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和8年6月22日（月）から6月26日（金）までの5日間
追加取得講習	令和8年6月25日（木）、6月26日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和8年6月22日（月）から6月26日（金）までの5日間
追加取得講習	令和8年6月25日（木）、6月26日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、6月16日（火）のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務については、6月26日（金）

のみ午前8時30分から午後0時20分まで)の間

3 実施場所

富山県富山市問屋町一丁目3番18号

協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

1号業務 20人

2号業務、3号業務及び4号業務 各10人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る

警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務 2号業務 3号業務 4号業務	令和8年5月7日（木）から5月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和8年5月18日(月)から5月22日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和8年5月18日(月)から5月27日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条

に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

受講申込書提出の際、次に掲げる手数料を富山県に納付すること。

なお、申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円
追加取得講習	23,000円

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円
追加取得講習	10,000円

9 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。
- (4) 起床、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和8年4月1日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 講習実施日

令和8年6月30日（火）から7月2日（木）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市問屋町一丁目3番18号
協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

10人

5 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 期間

令和8年5月25日（月）から6月3日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和8年6月8日（月）から6月12日（金）までの午前9時から午後4時までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

39,000円（受講申込み時、富山県に納付すること。）

なお、受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 当日は、各自筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。
- (4) 気象、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）
